

指導者養成講習（不特定多数の者対象） 開催要項

- 1 目的 石川県内において介護職員等が喀痰吸引等を実施するために受講することが必要な研修（基本研修・実地研修）（以下「喀痰吸引等研修」という）の講師及びその指導者を養成することを目的とします。
- 2 実施主体 石川県
- 3 実施機関 社会福祉法人石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター
研修協力機関 石川県公立大学法人石川県立看護大学 附属地域ケア総合センター
- 4 受講対象 医師、保健師、助産師又は看護師（准看護師を除く）で、次のいずれかに該当する者。
① 県が実施する喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）の講師及び実地研修の指導を行う者。（保健師、助産師又は看護師で実地研修での指導予定者については、臨床等での実務経験を3年以上有する者）
② 登録研修機関として、自ら喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）を実施予定の事業所等に勤める者。
※ 受講の対象であるか判断が難しい場合は、3ページ「15 問合せ先」の（1）へ問い合わせてください。
- 5 定員 30名
※受講希望者が定員を超過した場合、申込期間中であっても締め切ることがあります。
※各事業所より1名のお申込みとなるよう調整してください。
- 6 研修内容（日時・実施方法等）

！注意！ 令和6年度は1回のみ開催となります。（2回目はありません。）

1日目 8月24日（土） Zoomを使用したオンライン研修（講義）

Zoom入室8:45～、オリエンテーション9:05～9:15、研修9:15～17:05

2日目 8月31日（土） 集合研修（講義・演習）

会場：石川県立看護大学（かほく市学園台1-1）

受付8:45～、オリエンテーション8:55～9:00、研修9:00～17:20

<内容>

- (1) 制度の概要について
- (2) 研修カリキュラムについて
- (3) 喀痰吸引のケア実施について（演習含む）
- (4) 経管栄養のケア実施について（演習含む）
- (5) 安全管理体制とリスクマネジメントについて
- (6) 施設、事業所における体制整備について 等

● 実際の指導に向けて「実践力」を身につけましょう！

本研修の修了後、指導者として必要な「指導のポイント」等を学び、「実践力」を身につけていただくための機会を、下記のとおり設けます。

各事業所にて自信をもってご指導いただけるよう、ぜひ積極的にご参加ください！
参加方法等の詳細は、研修中にご案内します。

- (1) 介護職員等向けの「介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定多数の者対象）」の基本研修（講義）における「手順解説」にて、指導のポイントを学びます。（謝金・交通費の支給なし。会場は石川県立看護大学。）

10月19日（土）、20日（日）9:30～17:30 手順解説「喀痰吸引」・「経管栄養」

- (2) 上記（1）で指導のポイントを学んだ後、同研修の「演習」にて、実際に指導者役として評価・指導の場面を経験することで、指導者としての実践力を高めます。

（謝金、交通費の支給あり。会場は石川県立看護大学。）

①11月 9日（土）または10日（日）9:30～17:00 演習「喀痰吸引」

②11月22日（金）または23日（土）9:30～17:00 演習「経管栄養」

7 受講費用 無料

8 申込期間 6月24日（月）～7月12日（金）まで

※受講希望者が定員を超過した場合、申込期間中であっても締め切ることがあります。

！注意！ 令和6年度は1回のみでの開催となります。（2回目はありません。）

9 申込方法

ホームページからの申込手順

- ① 石川県社会福祉協議会サイト（URL：<https://www.isk-shakyo.or.jp/>）の上部メニュー「福祉の研修」をクリックしてください。
- ② 表示されている「研修新着情報」の一覧から受講希望の研修名をクリックすると、画面の下方に「検索結果」が表示されます。
- ③ 希望の研修であることを確認のうえ、右欄の「申込」をクリックすると「研修申し込み」画面に変わります。
- ④ 必要事項を入力（※マークは必須項目）した後、「申込確認画面へ」で内容を確認し、「申し込む」をクリックして、申込完了です。
- ⑤ 申し込まれた方にはすぐに「受付確認書」がメールで送信されます。もし、このメールが届かない場合にはメールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、福祉総合研修センターまでご連絡ください。（なお、この受講確認のメールは受講承認という意味ではありません。）

10 受講承認 定員の範囲で受講者を承認し、7月23日（火）頃までに、研修申込時に入力されたメールアドレスに通知します。

- 11 個人情報 皆様から提供いただいた個人情報は、本研修で使用する受講者名簿等の作成に利用します。ただし、個人情報の収集目的を超えた利用及び提供は、個人情報保護条例で定める場合を除き、一切いたしません。

12 オンライン受講

- (1) PC等は、必ずカメラ（外付けカメラ可）とマイク付きのものを準備してください。
受講には、パソコンの使用を推奨します。研修ではテキストをご覧いただきながら受講いただきますが、講義の説明用に画面上に表示される資料は配信しません。スマートフォンでは、文字が小さくなり見えない場合があります。
- (2) インターネット利用に係る通信料は受講者の負担となります。
- (3) 詳細は、受講決定時にご案内します。

13 その他

- (1) 研修の全課程を修了した受講者に、修了証明書を交付します。
- (2) 2日目は、出欠確認用の印鑑をご持参願います。また、昼食は、各自でご準備ください。
- (3) 2日目は、対面による実技演習を行います。感染症等の予防対策として、マスクを着用して受講いただきますようご理解、ご協力をお願いします。

14 留意事項

- (1) 県が実施する喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）の实地研修は、受講する介護職員等が所属する事業所等で行うことを原則とします。实地研修受講を希望する施設等においては、本指導者養成講習への看護師等の派遣をお願いします。（实地研修を行うための要件等は別紙参照）
- (2) 上記实地研修において、介護職員が所属する事業所等で指導看護師等が確保できない場合、他の事業所等において实地研修を行うことも想定されますので、喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）の受講を予定していない事業所等におかれましても、指導者の養成・实地研修の実施にご協力ください。

15 問合せ先

- (1) 制度関係（受講対象、实地研修対象施設の要件、経過措置 等）

石川県健康福祉部長寿社会課 施設サービスグループ 担当：折戸 TEL 076-225-1416
石川県健康福祉部障害保健福祉課 自立支援グループ 担当：大地 TEL 076-225-1428

- (2) 研修関係（申込方法、日程 等）

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 担当：山口・田中
〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ 4F

TEL 076-221-1833 FAX 076-221-1834

実地研修実施要件

・ 実地研修

以下の要件を満たす介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者(児)施設等、訪問介護事業者(在宅)のできる限り行うこととする。

- (ア) 対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。
- (イ) 医療、介護等の関係者による連携体制があること。
- (ウ) 実地研修を受ける介護職員等を受け入れる際、実地研修の場において介護職員等を指導する指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の配置が可能であること(訪問介護事業者にあつては、訪問看護事業者と連携の上、実地研修の場において指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の確保が可能である場合も含む。)
- (エ) 指導看護師は臨床等での実務経験を3年以上有し、指導者講習を受講していること。なお、実地研修における指導者には、上記指導看護師のほか、指導者講習を受講した医師を含む。
- (オ) 有料老人ホーム、グループホーム、障害者(児)施設等においては、常勤の看護師の配置又は医療連携体制加算をとっていること。
- (カ) 過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止(障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。)を受けたことがないこと。
- (キ) たんの吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所又はサービスを利用していること。
- (ク) 施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること
- (ケ) 下記のⅠ、Ⅱの条件を満たしていること。

Ⅰ 施設(介護保険施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者(児)施設等)において実地研修を実施する場合

1 介護職員等がたんの吸引及び経管栄養(以下「たんの吸引等という。」)を実施する上で必要であると考えられる条件

(1) 利用者の同意

利用者(利用者に同意する能力がない場合にはその家族等)が、たんの吸引等の実地研修の実施と当該施設の組織的対応について施設長から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師の指導の下、実地研修を受けている介護職員等が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

(2) 医療関係者による的確な医学管理

- ① 配置医又は実施施設と連携している医師から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。
- ② 指導看護師の指導の下、介護職員等が実習を行うこと。
- ③ 配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

(3) たんの吸引等の水準の確保

- ① 実地研修においては、指導者講習を受けた指導看護師が介護職員等を指導する。
- ② 介護職員等は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であること。
- ③ たんの吸引等の行為については、医師に承認された介護職員等が指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。
- ④ 当該利用者に関するたんの吸引等について、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

(4) 施設における体制整備

- ① 実施施設の施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行うため、施設長の統括の下で、関係者からなる安全委員会が設置されていること。
- ② 利用者の健康状態について、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、主治医（別途主治医がいる場合に限る。）、指導看護師、介護職員等が情報交換を行い、連携を図れる体制の整備がなされていること。
- ③ たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
- ④ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
- ⑤ ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
- ⑥ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師との連絡体制が構築されていること。
- ⑦ 施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

II 利用者の居宅において実地研修を実施する場合

1 訪問介護員等がたんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」という。）を実施する上で必要であると考えられる条件

(1) 利用者の同意

利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、たんの吸引等の実地研修の実施と訪問介護事業者、利用者のかかりつけ医、訪問看護事業者との連携対応について訪問介護事業者から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師の指導の下、実地研修を受けている訪問介護員等が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

(2) 医療関係者による的確な医学管理

- ① 利用者のかかりつけ医から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。
- ② 家族、利用者のかかりつけ医、指導看護師、保健所の保健師等、家族以外の者等利用者の在宅療養に関わる者は、それぞれの役割や連携体制などの状況を把握・確認の上、実習を行うこと。
- ③ 利用者のかかりつけ医、指導看護師及び訪問介護員等の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

(3) たんの吸引等の水準の確保

- ① 実地研修においては、指導看護師が訪問介護員等を指導する。
- ② 訪問介護員等は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であること。
- ③ たんの吸引等については、利用者のかかりつけ医に承認された訪問介護員等が、指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。
- ④ 当該利用者に関するたんの吸引等について、利用者のかかりつけ医、訪問看護職員及び訪問介護員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

(4) 体制整備

- ① たんの吸引等を実施する訪問介護事業者は、安全の確保のための体制の整備を行うため、関係者からなる安全委員会が設置されていること。
- ② 適切な医学的管理の下で、当該利用者に対して適切な診療や訪問看護の体制がとられていることを原則とし、当該家族以外の者は、利用者のかかりつけ医及び指導看護師の指導の下で、家族、利用者のかかりつけ医及び指導看護師との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を図れる体制の整備がなされていること。
- ③ たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
- ④ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
- ⑤ ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、たんの吸引等を実施する事業者や利用者のかかりつけ医、指導看護師、訪問介護員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
- ⑥ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に利用者のかかりつけ医・指導看護師との連絡体制が構築されていること。
- ⑦ 感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

(5) 地域における体制整備

医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。